

ふるさと納税の返礼品の見直しを求める地方自治法第245条の4に基づく 技術的な助言からピーチポイントを除外することを求める意見書

今日の人口減少社会では、関西国際空港を活用した国内旅客やインバウンド等による交流人口の増加は、地域の活性化に欠かせないものとなっており、空港と共存共栄をめざす本市においては、関西国際空港の利用促進が、まちの活性化を進めるうえで大きな課題となっている。

このような中、2012年にLCCであるPeach aviation株式会社（以下、Peachという。）が関西国際空港を拠点として就航し、これが長く続いた低迷期を乗り越える1つの契機となり、LCCの就航は関西国際空港利用者数の大幅な増加をもたらした。特にPeachは、関西国際空港及び本市を含む地域の自治体や経済界の様々な支援によるものであり、加えて本市のふるさと納税の返礼品にピーチポイントを活用する取り組みも大きな影響を与えているものと評価している。

この取り組みは、Peachの就航便の利用促進により、関西国際空港の更なる利用促進を目的に実施しているもので、関西国際空港の活性化に大きく貢献しているとともに、就航便のある地方空港をもつ地域の経済活性化にも寄与している。

以上のように、ふるさと納税の返礼品にピーチポイントを活用することは、地方創生に資する取り組みであり、個別の地域課題を解決するツールとして、全国でも類を見ない成功例であると評価しているところであるが、このたびのふるさと納税の返礼品の見直しを求める地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言の中で、このピーチポイントが不適切とされたことは、誠に遺憾である。

よって、本市議会は関西国際空港の利用促進及び本市をはじめとする関西経済の活性化にとって、ふるさと納税の返礼品におけるピーチポイントの活用は必要不可欠であるため、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言によるふるさと納税返礼品の見直し対象から、ピーチポイントの除外を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年 6月28日

泉佐野市議会